平成２５年（フ）第１２１６号
千葉県習志野市本大久保５丁目２番３―403号
債務者　荻野　隆一
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２２４号
千葉県市原市うるいど南１丁目４番地１
ウィングヒルズＢ201
債務者　武藤　直樹
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２２９号
千葉市花見川区検見川町１丁目669番地20
ＲＡＲＡ検見川101号
債務者　塚田　高志
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２３１号
千葉県八千代市勝田台南２丁目16番３号
債務者　船木　篤史（旧姓田部井）
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２４１号
千葉県船橋市高根台１丁目９番１―306号
債務者　鈴木　千佳
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１号
千葉県船橋市市場３丁目11番26号
債務者　蕨　さくら（旧姓入山）
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１６６号
千葉県旭市鎌数1134番地
債務者　前田さわ子（旧姓梶山）
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第９号
岐阜県恵那市大井町1274番地９
債務者　川尻　昭雄
1　決定年月日時　平成26年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第４２５号
静岡県三島市徳倉１丁目５番29号　エンゼルハイム徳倉302
債務者　髙山　　章
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１５号
静岡県沼津市大岡329番地　渡辺アパート101
債務者　遠藤ふみえ
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１０８３号
東京都小平市小川町２丁目1238番地の24エクセル小川211号
債務者　板橋　武文
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９号
栃木県佐野市石塚町568番地33　市営住宅78―２
債務者　宇賀神敏二
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第６３１号
静岡県袋井市愛野南３丁目５番地の13
債務者　山本　雅子
1　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
北海道帯広市柏林台北町３丁目１番地　Ｒ２―2095号室
債務者　棟方　龍弥
1　決定年月日時　平成26年２月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第２１号
北海道帯広市西10条北７丁目６番地８
債務者　小田　　武
1　決定年月日時　平成26年２月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第２２号
北海道帯広市西３条南４丁目１番地　スカイコーポ307号室
債務者　高島　康彦
1　決定年月日時　平成26年２月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第８４号
横浜市中区本牧町２丁目360番地　滝沢荘
債務者　渋谷　義雄
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部